

10/14 朝日

# 日統一教会の調査提言へ

## 解散命令につながる可能性

### 消費者庁検討会

首相や宗教法人法を所管する文化庁は、教団に対する解散命令請求について「法限を行使するよう求める方へ、慎重な姿勢を繰り返し示していく。」

靈感商法や高額献金など の対策を話し合ってきた 消費者庁の有識者検討会が 近くまとめる提言で、「世 界平和統一家庭連合（日統 一教会）」について、宗教 法人法に基づく「調査」を

との中の提言案では、教団 をめぐる現状は、「法令に 違反し、著しく公共の福祉 を害する行為をした」「宗 教団体の目的を著しく逸脱 していいる」ということが関係者への取

材で分かった。民事訴訟で 検討会は提言がまじまり 請求につながる可能性もあ る。

しかし、調査が入れば、その 行動による所轄庁に求める内 容を盛り込む方向で調整し てあることなどが関係者への取

査は、解散命令などの事 由が疑われる場合に限って 認めている。解散命令は、 所轄庁などの請求を受けて 裁判所が判断する仕組みに なっている。

裁判所が判断する仕組みに なっている。

文化庁によると、これまで 法令違反を理由に裁判所 で法令違反を理由に裁判所 が解散命令を出した宗教法 人は、地下鉄サリン事件な

どを起こしたオウム真理教 と、靈感商法詐欺事件で幹 部らが摘発された明覚寺の 2例しかない。宗教法人法に基づく「調査」はこの2

例を含め、過去に行われた ことがないところ。

検討会は、河野消費者相 の指示で8月末に設置。弁 護士や民法学者らが、被害 の未然防止や被害回復のあ り方などについて話し合つ てきた。13日に非公開で行 った会合では、提言の取り 点を確認する議論がほぼ 終わった。文案の最終調整 を進めている。